平成２５年（フ）第１１１４７号
東京都足立区鹿浜６丁目12―４―407
破産者　五十嵐昭信
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１７２号
東京都国立市中１丁目19―２
破産者　株式会社アメニモ
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１９９号
東京都墨田区江東橋４丁目13番２号
破産者　有限会社竹内硝子店
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２０４号
千葉県鴨川市内浦344番地の１
破産者　小湊ハイヤー有限会社
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２４１号
長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野979番地
破産者　株式会社蓼科の空
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２４３号
東京都中央区八丁堀４丁目12番20号
破産者　株式会社アドスペース
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２４４号
東京都板橋区高島平２丁目26―２―102
破産者　鈴木　英之
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２９８号
東京都板橋区高島平２丁目28―５―313、開始決定時の住所東京都板橋区蓮根２丁目27―３―507
破産者　秋保千枝子
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６２１号
福岡市早良区飯倉５丁目18番23―503号
破産者　山田　眞輔
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１００７号
福岡市博多区吉塚４丁目12番８―405号
破産者　長野　敏幸
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４７６号
福岡市早良区賀茂２丁目42番25―304号
破産者　田中　一馬
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１４６号
福岡市博多区千代１丁目19番24―203号
破産者　前田　龍生
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５号
千葉県大網白里市柳橋803番地35
破産者　前島　敏雄
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２３６２号
愛知県尾張旭市瀬戸川町２丁目37番地　ムーニー谷口103号、開始決定時の住所愛知県瀬戸市さつき台２丁目45番地
破産者　竹差　明貞
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５２２号
福岡県太宰府市観世音寺１丁目５番23―602号
破産者　山本　　修
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５４８号
福岡市博多区板付３丁目25番410号
破産者　小濱　三郎
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７１号
札幌市白石区栄通１丁目12番６号　フォレスト栄弐番館201号、住民票上の住所埼玉県川口市芝富士２丁目９番19号
破産者　三上　　徹
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１１１号
札幌市豊平区月寒東１条20丁目５番21号
破産者　丹野　幸廣
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６５号
埼玉県春日部市増戸371番地３
破産者　政寿司こと　近藤　政信
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５０２号
埼玉県吉川市栄町1426番地14　浅川コーポ101号
破産者　秋葉　裕子
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係